岐阜県障害者（児）福祉関係施設等整備費補助金交付要綱

　（総則）

第１条 県は、障害者（児）の福祉の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第７９条第２項並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の３第２項及び第３５条第４項の規定に基づき事業を実施する社会福祉法人等（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等をいう。以下同じ。）が行う社会福祉施設の整備（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和４７年岐阜県条例第９号）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（補助対象経費等）

第２条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

　（補助事業者の要件）

第３条　補助事業者は、補助事業の遂行に必要な経費を確保するため、あらかじめ次に掲げる要件を満たさなければならない。

　一　補助事業者の運用財産のうちに、施設を開設するまでに必要な額を開業資金として、現金、普通預金又は当座預金で有すること。

　二　障害福祉サービス事業及び障害者支援施設を始めようとする場合は、補助事業者の運用財産のうちに、施設の開設後収入が安定するまでに必要な運転資金として、当該補助事業者の年間事業費の１２分の２以上に相当する額を預金で有すること。

　三　補助事業における借入金の合計額は、施設整備費の合計額から法的・制度的補助金（国庫補助金、県補助金等をいう。）を控除した金額の１０分の９を上限とすること。

２　補助事業者が新設法人（この補助金の交付により障害福祉施設を整備し、かつ、当該施設の運営を目的の一部として新たに法人の設立認可を受け、当該設立認可の日から３年を経過しない法人をいう。以下同じ。）であってその役員に次に掲げる者が含まれるものである場合は、補助金の交付の対象としない。

　一　国税（所得税及び消費税に限る。）、県税又は市町村税に滞納のある者

　二　破産法（平成１６年法律第７５号）第２条第４項に規定する破産者であって、復権を得ないもの

三　介護保険事業所又は障害福祉サービス事業所の指定取消し処分を受けた事業所の当該処分事由が発生した時点の役員、当該事業所若しくは施設を管理する者又は補助事業者の使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって当該補助事業者の事業所又は当該補助事業者が開設した施設を管理するもの

　四　法人設立認可手続、補助金申請手続等のために県が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明等をした者

３　第１項に定めるもののほか、この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事が別に定める基準を満たさなければならない。

　（欠格事由）

第４条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　役員等（役員及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人

三　役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人

四　役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人

五　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人

六　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人

七　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

八　国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者

九　国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者

十　法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した者

十一　次条の規定による申請をしたものに対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者

十二　前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

　（補助金の交付申請）

第５条 補助金交付申請書の様式は、別記第１号様式のとおりとする。

２　補助金交付申請書には、別記第１号様式において定める書類を添付しなければならない。

３ 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

　（補助金の交付決定の通知）

第６条　規則第７条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第２号様式により行うものとする。

　（補助金の交付の条件）

第７条 知事は、補助金の交付を決定するに当たり、規則第６条各号（第２号を除く。）に掲げる事項のほか、次の条件を付するものとする。

一　補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合（事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって補助金の額に変更が生じないものである場合又は補助対象経費の２０％以内の変更である場合を除く。）には、知事の承認を受けること。

ア　建物の規模又は構造

　　イ　建物等の用途

　　ウ　入所定員又は利用定員

　二　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。

　三　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを認めないこと。

　四　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

　五　この補助金に係る補助対象経費に対し、重複してお年玉付き郵便葉書等寄附金配分金及び公益財団法人ＪＫＡ又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けないこと。

２ 規則第６条第１号の知事の定める軽微な変更は、各経費相互間における流用であって、事業の目的及び主な内容の変更とならないものとする。

３　補助事業者が規則第６条第１号及び第３号の規定並びに第１項第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに規則第６条第４号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

　一 規則第６条第１号の承認　補助事業経費配分変更承認申請書（別記第３号様式）

二　規則第６条第３号の承認　補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式）

三　規則第６条第４号の規定による報告　補助事業遅延報告書（別記第５号様式）

　四 第１項第１号の承認　補助事業内容変更承認申請書（別記第６号様式）

　（申請の取下げ）

第８条 規則第８条第１項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交　付の決定の日から１５日以内とする。

　（状況報告）

第９条　補助事業者は、知事が別に定めるところにより、補助事業の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

２　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

（検査の実施）

第１０条 補助事業者は、補助事業に係る工事に着手したときは、工事着手届（別記第７号様式）により、工事に着手した日から５日以内に知事に届け出なければならない。

２ 補助事業者は、補助事業の工事においておおむね体が立ち上がったとき（おおむね出来高が２０～３０％となった時をいう。）は、躯体の立上げを伴わない大規模修繕等の工事等（以下「大規模修繕等」という。）を除き、工事中間届（別記第８号様式）により知事に届け出なければならない。

３　補助事業者は、補助事業に係る工事が完了したときは、工事完了届（別記第９号様式）により工事が完了した日から５日以内に知事に届け出なければならない。

４　知事は、前２項の規定による届出があったときは、当該工事の内容について事業計画に従った施工がなされているかを技術的及び事務的見地から当該施設において検査するものとする。ただし、大規模修繕等に係る検査については、この限りでない。

５　前項の場合において、知事は、補助事業者に対し、中間検査及び完了検査で目視により確認できない隠蔽部等の工事写真を求めることができる。

　（実績報告）

第１１条 実績報告書の様式は、別記第１０号様式のとおりとする。

２ 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して１月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

　（補助金の交付時期等）

第１２条 この補助金は、規則第１４条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

２　補助事業者は、別に知事が指定するところにより、補助金交付請求書（別記第１１号様式）を提出しなければならない。

　（暴力団の排除等）

第１３条 規則第４条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第４条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

２　知事は、規則第５条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第４条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第１７条第１項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

３　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第１８条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

　（消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第１４条　補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第１２号様式により、その確定額を補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の６月３０日までに知事に報告しなければならない。

２　前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

３　知事は、第１項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

　（管理義務等）

第１５条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分制限）

第１６条 規則第２１条の規定により知事が承認する場合の基準は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成１７年１０月５日付け厚生労働省発社援第１００５００３号厚生労働事務次官通知別紙。以下「障害者施設整備費国要綱」という。）に基づき整備する施設（以下「障害者施設」という。）にあっては厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成２０年４月１７日付け社援発第０４１７００１号厚生労働省社会・援護局長通知）別添１に定める基準の、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和５年８月２２日付けこ成事第３７０号こども家庭庁長官通知別紙。以下「障害児施設整備費国要綱」という。）に基づき整備する施設（以下「障害児施設」という。）にあってはこども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について（令和５年６月１５日付けこ成事第３３１号・こ支虐第６９号こども家庭庁成育局長・支援局長通知）別添１に定める基準の例による。

２　知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

３ 規則第２１条第２号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が３０万円以上の機械及び器具とする。

４　規則第２１条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により、障害者施設にあっては厚生労働大臣が、障害児施設にあってはこども家庭庁長官が別に定める期間とする。

　（書類、帳簿等の保存期間）

第１７条 規則第２２条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後５年間（補助事業により取得した財産の処分制限期間が５年を超えるときは、当該５年を超える期間）とする。

附 則

１ この要綱は、昭和６２年度年度分の予算に係る補助金から適用する。

２ 岐阜県心身障害者（児）及び老人福祉関係施設整備費補助金交付要綱（昭和５７年１０　月２３日付け福第７６０号）及び岐阜県心身障害者（児）及び老人福祉関係設備整備費補　助金交付要綱（昭和５８年２月７日付け福第１０３０号。以下「旧要綱」という。）は、　廃止する。

３ この要綱の制定前に廃止前の旧要綱の規定によりなされた昭和６２年度の補助金に係る　行為は、この要綱の規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成１１年６月３０日障第２９７号）

１ この要綱は、平成１１年度分の予算に係る補助金から適用する。

２ 平成１０年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成１３年６月１８日障第２８１号）

１ この要綱は、平成１３年度分の予算に係る補助金から適用する。

２ 平成１２年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成１５年９月２６日障第５４４号）

１ この要綱は、平成１５年度分の予算に係る補助金から適用する。

２ 平成１４年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

３　前年度以前から県補助を受けている事業（継続事業）については、県補助を受けた初年　度の交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

附 則（平成１８年３月１５日高第２５４号）

１ この要綱は、平成１７年度分の予算に係る補助金から適用する。

２ 平成１６年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

３　前年度以前から県補助を受けている事業（継続事業）については、県補助を受けた初年　度交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

　　ただし別表第２欄の（１）及び（２）に係る事業については、県補助を受けた初年度交　付要綱に定める算定方法及び「地域介護・福祉空間整備等交付金の実施について（平成１　７年５月６日付け老発第０５０６００１号厚生労働省老健局長通知）」に定める平成１７　年度（平成１６年度からの継続事業分）都道府県交付金基準単価を適用する。

４　岐阜県介護老人保健施設整備費補助金交付要綱（平成１４年５月２９日制定）は、廃止　する。

附　則（平成１９年２月２３日障第９９０号）

１ この要綱は、平成１８年度分の予算に係る補助金から適用する。

２ この要綱の制定前に岐阜県心身障害者（児）及び老人福祉関係施設整備費並びに設備費　補助金交付要綱の規定によりなされた平成１８年度の補助金に係る行為は、この要綱の規　定によりなされた行為とみなす。

　　　附　則（平成１９年５月２８日障第２０４号）

この要綱は、平成１９年度分の予算に係る補助金から適用する。

　　　附　則（平成１９年１２月１４日障第８４８号）

この要綱は、平成１９年度分の予算に係る補助金から適用する。

　　　附　則（平成２０年１０月３０日障第５９７号）

この要綱は、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用する。

　　　附　則（平成２０年１１月５日障第８２１号）

１ この要綱は、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、別表の補助事　業者の欄の「公益社団法人、公益財団法人、又は特例民法法人」の規定は、平成２０年１　２月１日から適用する。

　　　附　則（平成２１年１０月２６日障第５１９号）

この要綱は、平成２１年度分の予算に係る補助金から適用する。

　　　附　則（平成２３年４月２５日障第３８号）

この要綱は、平成２３年度分の予算に係る補助金から適用する。

　　　附　則（平成２４年２月２９日障第１０１７号）

この要綱は、平成２３年度分の予算に係る補助金から適用する。

　　　附　則（平成２４年３月３０日障第１１５６号）

この要綱は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用する。

　　　附　則（平成２５年４月１日障第９９号）

この要綱は、平成２５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２６年７月１４日障第３５６号）

この要綱は、平成２６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２７年６月１０日障第３２７号）

この要綱は、平成２７年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２９年２月３日障第９３９号）

この要綱は、平成２８年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成３１年２月１日障第１３４８号）

この要綱は、平成３０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和２年９月１日障第８０１号）

この要綱は、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和３年４月１日障第１８４２号）

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和５年１０月６日障第８３１号）

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補　　助　　対　　象　　経　　費 | 補助事業者 | 補助金の額 |  |
| (1) 障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第６項に規定する療養介護、同条第７項に規定する生活介護、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第１３項に規定する就労移行支援、同条第１４項に規定する就労継続支援及び同条第１７項に規定する共同生活援助をいう。）を行う施設、同条第１１項に規定する障害者支援施設の整備（障害者施設整備費国要綱別表３－１の事業（施設）の種類の欄に掲げる事業を行う事業所又は施設の整備を含む。）に要する経費 | 社会福祉法人等（障害者支援施設の整備にあっては、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４８条第２項第１０号の６及び第１０号の７の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等を含み、医療法人を除く。）） | 付表の基準額１の項に掲げる額 |
| (2) 既存施設（（１）の項に掲げる施設に限る。）の大規模な修繕等（「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成１７年１０月５日付け社援発第１００５００６号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づいて行うもの及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成２８年１１月１８日付け社援発第１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づいて行うものをいう。）に要する経費 | （１）の項補助事業者欄に同じ | 付表の基準額２の項に掲げる額 |
| (3) 社会福祉施設等の大規模な修繕等（「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成２２年３月１５日付け厚生労働省発社援０３１５第９号）に基づいて行うものをいう。）に要する経費 | （１）の項補助事業者欄に掲げる者及び市町村 | 知事が必要と認める額 |
| (4) 児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業（同条第２項に規定する児童発達支援及び同条第４項に規定する放課後等デイサービスをいう。）を行う事業所、同法第４２条に規定する障害児入所施設、同法第４３条に規定する児童発達支援センターの整備（障害児施設整備費国要綱別表２■交付要綱8（3）に掲げる事業（障害児施設等）の事業（施設）の種類の欄に掲げる事業を行う事業所又は施設の整備を含む。）に要する経費 | 社会福祉法人等（障害児入所施設の整備にあっては、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人に限る。） | 付表の基準額３の項に掲げる額 |
| (5) 既存施設（（４）の項に掲げる施設に限る。）の大規模な修繕等（「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」（令和５年８月２２日付けこ成事第４２６号こども家庭庁成育局長通知）に基づいて行うもの及び「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」（令和５年８月２２日付けこ成事第４２９号こども家庭庁成育局長通知）に基づいて行うものをいう。）に要する経費 | （４）の項補助事業者欄に同じ | 付表の基準額３の項に掲げる額 |
| (6) 児童福祉施設等の大規模な修繕等（「児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（令和５年７月２０日付けこ成事第３４９号）に基づいて行うものをいう。）に要する経費 | （４）の項補助事業者欄に掲げる者及び市町村 | 知事が必要と認める額 |

（注１）補助事業者が設置する施設の整備（障害者施設整備費国要綱第２の３及び障害児施設整備費国要綱５に規定する施設整備をいう。）に限る。

（注２）次に掲げる費用は、補助対象経費としないものとする。

（１）土地の買収又は整地に要する費用

（２）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場

合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

（３）職員の宿舎に要する費用

（４）門、囲障、構内の雨水排水設備、構内道路等の外構整備に要する費用（障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備に要する費用を除く。）

（５）障害児施設の防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

（６）その他補助対象経費として適当と認められない費用

付　表

補助基準額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　 分 | 基　　　　　　　　　　準　　　　　　　　　　額 |  |
| 基準額１ | 施設ごとに障害者施設整備費国要綱別表１－２第３欄に定める対象経費の実支出額を合計した額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄附金収入額を除く。以下この表において同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に３／４を乗じて得た額と、施設の種類ごとに障害者施設整備費国要綱別表１－２第２欄に定める基準額を合計した額と比較して少ない方の額 |
| 基準額２ | 施設ごとに障害者施設整備費国要綱別表１－６第１欄に定める種目ごとに、同表第２欄に定める基準額と、同表第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額を合算した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３／４を乗じて得た額 |
| 基準額３ | 工事請負契約を締結する単位ごとに障害児施設整備費国要綱別表１－１、別表１－２、別表１－３又は別表５で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とし、交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に障害児施設整備費国要綱別表１－４に定める国の負担割合を乗じて得た額を算出し、工事請負契約を締結する単位ごとに当該算出した額と交付基礎額とを比較して少ない方の額の合計に３／２を乗じて得た額 |  |